# 住宅改修 新築 中古住宅 奨励金

《令和3年度受付開始》住環境の向上と定住の促進を図り、活力ある町づくりを推進するため、町内に持ち家を建設する方、または改修する方等に対して奨励金を交付します。

## 住宅改修【住宅改修奨励金を希望される方は、受付期間内に申し込みが必要です】

**●対象となる改修工事、区分**

①町内建設業者が請負う改修工事で、奨励金交付決定前に着工していない工事

②改修に要する費用が50万円（消費税額等含む）以上

③住宅の増築、改築、住宅の耐久性を高めるための改修工事、塗装、補強、住宅の居住性を高める改修工事、環境負荷低減に資する改修工事など

※詳しくは下記担当へお問い合わせ、または、町ホームページをご覧ください。

**●受付期間**

**期　間**　令和3年4月1日（木）～4月16日（金）※土・日・祝日を除く

**時　間**　午前8時30分から午後5時15分（正午～午後1時を除く）

**場　所**　建設課住宅係（役場2階4番窓口）

※定数20件に達しない場合は、随時受け付けます。

※一度、住宅改修奨励金の交付を受けている住宅は、申し込みできません。

※申込書は町ホームページからもダウンロードできます。

**●奨励概要**

①奨励金の額は、改修費用の20％で、50万円が限度です。

②建築後10年以上を経過した住宅の改修工事で、改修後10年以上の定住を確約される方です。

③予算の範囲内での実施のため、申込者多数の際は抽選となる場合があります。

## 住宅新築

**●新築必須要件　60万円**

①床面積80㎡以上、10年以上の定住を確約される方

②断熱等性能等級4を満たす住宅

**●加算要件**

①申請時に同居する中学生以下の子供がある場合　30万円

②町外に2年以上住まれた方が持ち家を建設する場合（転入後1年以内に申請する場合を含む）　20万円

③町内の業者に発注する場合　50万円

④北海道内の森林から産出され、町内で生産または製品化された木材（地域材）を10㎥以上使用した場合　20万円

⑤北海道内で森林管理認証された木材を1㎥以上使用し、CoC認証を取得した業者が施工した場合は、1㎥当たり3万円。加算要件④との併用可（使用量については小数点以下切捨て）　上限40万円

※必須要件の60万円に、該当する加算要件を加えた額が、奨励金額となります。

**※工事着手前に申請が必要です。**

## 中古住宅

**●対象となる中古住宅と奨励概要**

①建物の固定資産税課税標準額

・150万円以上　奨励金の額30万円

・100万円以上150万円未満　奨励金の額20万円

※課税標準額は、固定資産税の納付書に記載されています。

②申請後10年以上の定住を確約される方を対象とします。

**※申請は売買後1年以内です。**

## ◎各奨励金の留意事項

奨励金のうち10パーセント（1万円単位、10万円上限）を、津別町商工会会員の取扱店で利用できる津別町商工スタンプ会発行の商品券で交付します。

**問い合わせ・申し込み先**
建設課住宅係（役場2階4番窓口）
☎76－2151
（内線255、256）



# 空家を活用（改修）・撤去する方に費用の一部を助成

町内に空家が増えています。これらの空家には、改修することにより利活用が可能になる空家もあります。

空家を有効活用するため、空家を改修する方に費用の一部を助成します。

◆

また、適切に管理されず、安全性の低下や公衆衛生の悪化、景観の阻害など地域住民の生活に悪影響を及ぼしている空家があります。

これまで同様、空家を取り壊す方に費用の一部を助成します。

## 【空家活用（改修）】

**■対象となる空家**

津別町空家等情報登録制度に登録済みの空家

**■対象となる者**

①空家の改修工事を賃貸の目的で行う所有者または管理者（町内在住の有無を問いません。）

②所有者の許可を受けて自身の居住を目的で改修工事を行う空家の賃借人

**■対象となる改修工事**

①津別町内の業者、または、申請者が行う改修工事で、補助金申請前に着工していない工事

②住宅の安全性、耐久性及び居住性を維持させるための修繕や改修工事

※町外の業者が請け負うものは、対象となりません。

③改修工事完了後、5年間は居住に使用する。

**■補助額**

補助額は、工事金額の2分の1とし、50万円が上限です。

※申請には業者等の見積書が必要です。

## 【空家撤去】

**■対象となる空家**

①3年以上使用していない、または、今後使用する予定のない空家と、放置されたまま荒廃している廃屋が対象です。

②撤去工事の範囲は専用住宅（店舗等との併用住宅を含む）とそれに附属する物置などの附属家です。工場や倉庫、社宅は対象となりません。

**■対象となる所有者**

町内在住の有無は問いません。

※法人は対象とはなりません。

所有者が代理の方に申請を依頼する場合は、委任状が必要です。

**■対象となる撤去工事**

津別町内の業者が取り壊しを請け負う工事です。

※町外の業者が請け負うもの、または個人が行うものは対象とはなりません。

**■対象となる工事金額・補助額**

①取り壊し工事金額は50万円以上です。

②補助額は、工事金額の2分の1とし、50万円が上限です（したがって実質の補助額は25万円から50万円です）。

※申請には業者からの見積書が必要です。事前に業者へ相談してください。

**■受付定数は20件**

今年度、受け付ける事業（撤去工事）は20件を定数としています。定数に達した時点で締め切りとなります。

## ◎活用・撤去の受付期間

**期　間**　令和3年4月1日～（土・日・祝日を除く）

**時　間**　午前8時30分～午後5時15分（正午～午後1時を除く）

**問い合わせ・申し込み先**
建設課住宅係（役場2階4番窓口）
☎76－2151
（内線255、256）